9　１のニの⑴を算定する指定児童発達支援事業所であって、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者及び注８の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、注２の２の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注３の⑵を算定している場合は、加算しない。	（新設）
イ　理学療法士等を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合　209単位	
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合　139単位	
⑶　利用定員が21人以上の場合　84単位	
ロ　児童指導員等を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合　155単位	
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合　103単位	
⑶　利用定員が21人以上の場合　62単位	
ハ　その他の従業者を配置する場合	
⑴　利用定員が10人以下の場合　91単位	
⑵　利用定員が11人以上20人以下の場合　61単位	
⑶　利用定員が21人以上の場合　36単位	
10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	（新設）
イ　看護職員加配加算(I)	
⑴　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（⑵又は⑶に該当する場合を除く。）	
㈠　利用定員が30人以下の場合　67単位	
㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合　57単位	
㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合　44単位	
㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合　36単位	
㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合　31単位	
㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合　27単位	
㈦　利用定員が81人以上の場合　24単位	
⑵　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合	
㈠　利用定員が20人以下の場合　100単位	
㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　80単位	
㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　57単位	
㈣　利用定員が41人以上の場合　44単位	